

平成29年3月14日

調査結果報告書

通報受理日	平成28年12月20日
通報の形態	・面接 ○郵便 ・電子メール ・FAX
通報者	○実名（※ ） 所属部署 ・匿名
通報内容	<p>台風の発生により水防指令が発令された。</p> <p>当日、通報者が昼窓勤務をしている中、担当課長から通報者に対し水防による待機指令が発令された。通報者は待機中ではあるが担当課長の指示に従い昼食をとった後、自身の担当地域にある施設に直行しその後の本部からの指令を待機した。</p> <p>その後待機指令が解除され本庁に戻るよう指示がされたので本庁舎に戻りその後通常勤務を行い、定時の業務終了時間に勤務を終え帰宅した。結果、その日は勤務開始から終了まで休憩をしなかった</p> <p>○違法行為であると思われる内容</p> <p>1. 待機指令が解除され、本庁に戻った後休憩をとるのに十分な時間があってもかかわらず、担当課長は休憩を与えなかった。このため休憩無く（ただし、食事をとった時間を除く。）、継続して勤務することとなった。担当課長は労働基準法に定められた勤務時間中に休憩を与えなければならないことに抵触していると思われる。</p> <p>2. 三田市長は、上記1.により休憩時間中に勤務したにもかかわらず、その勤務に対する賃金を支払っておらず、三田市長は労働基準法に定められた賃金支払いの義務に抵触していると思われる。</p>
調査経過	平成28年12月20日 公益目的通報を受理 同年12月22日 市長に公益目的通報の調査報告を提出 平成29年1月19日 公益目的通報に関する調査依頼 同年2月3日及び同月6日 事務局より以下の資料の提出 ・ 例規等資料（労働基準法、職員の勤務時間その他の労働条件に関する条例及び施行規則、一般職の職員の給与に関する条例） ・ 労働基準法上の休憩時間の法解釈がわかる資料 ・ 労働基準法上の休憩時間に関する裁判例

	<ul style="list-style-type: none"> 三田市の防災体制がわかる資料 <p>同年2月16日、市長に公益目的通報の調査報告を提出 同年2月22日、市長に調査期間を延長する旨、調査経過報告を提出 同年2月27日、公益目的通報対象者に対する弁明の機会を付与するため、対象者に対する照会を行う。 同年3月14日、市長に公益目的通報の調査報告を提出</p>
調査結果	<p>本年2月16日付け調査報告書において、「①昼窓勤務担当していた通報者には本来、午後0時45分から午後1時30分までの昼休憩が与えられなければならないところ、通報者の通報によれば、当日は災害防止のための水防指令が発令され、通報者に待機命令が発令されていたため、本来の昼休憩時間には昼休憩が与えられていない。②職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例第5条の2は公務のため臨時または緊急の必要がある場合に正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じることができる」と規定しており、本件でも、台風による災害防止のための水防活動上の必要から、前記規定に基づき、昼休憩時間であっても待機命令を発令することができるが、一般職の職員の給与に関する条例第15条は正規の時間を超えた場合の時間外手当の支給について規定しており、本件で正規の時間を超えているとすれば、時間外手当が必要になる、③本件で、休憩時間が与えられていなかったか否かは調査が必要であるところ、当職が調査を行うとしても通報者を匿名にしたままでは調査をすることができず、公益目的通報制度の下での調査には限界があるため、結論を出すのは差し控えたい」旨の調査報告を行った。</p> <p>本年2月21日、通報者から、通報者名を顕名としても調査を望む旨の連絡があり、2月27日、担当課長に対して照会を行ったところ、(i) 昼窓勤務中、担当課長が通報者に対して水防による待機指令を発令し、通報者は昼食後、通報者の担当地域のある施設に直行し、待機した、(ii) 担当課長は担当課長自身の担当地域にある施設で職務に従事しており、本庁に戻ったのが午後5時10分から20分であり、帰庁後に部下の帰庁を確認したのは定時の業務終了時間である午後5時30分の直前であって、部下が何時に帰庁したかを把握できない状態で帰庁した部下に休憩を与えることは物理的に不可能であった、(iii) 平成28年4月18日付け「防災・水防配備体制等に伴う就業管理システムの取扱いについて」(人事課)が水防待機配備のための時間外勤務命令が出された場合等につき、「休憩時間は適宜控除」としている趣旨は、休憩時間は適宜取ることとしてその実質的な休憩時間は労働時間から控除して報告す</p>

	<p>るという点にあることは周知徹底されていなかった等の回答を得た。</p> <p>上記回答（i）（ii）によれば、担当課長は、担当課長自身の担当地域にある施設で職務に従事しており、午後5時10分から20分頃に帰庁し、部下の帰庁を確認できたのは午後5時30分の直前であって、部下に休憩を与えることは物理的に不可能であったとのことである。</p> <p>しかし、本件において担当課長が部下に休憩を与えることが物理的に不可能であったかという問題と正規の労働時間を超過した場合の時間外手当の要否とは別問題であり、正規の労働時間を超過して勤務している（これに反する証拠はない）以上、時間外手当が必要となる。</p> <p>また、平成28年4月18日付け「防災・水防配備体制等に伴う就業管理システムの取扱いについて」の趣旨が周知徹底されていなかったことから、今後、災害対応にかかる休憩時間の取り扱い等を周知徹底するとともに、所属長と担当職員の意思疎通を深める施策の提案等が必要になる。</p>
添付資料の内訳	なし
備考	なし